

政策調査に関する包括的委託業務 企画提案募集要領

1 業務の名称

政策調査に関する包括的委託業務

2 業務に関する事項

(1) 業務目的及び内容

別紙「政策調査に関する包括的委託業務 仕様書」のとおり。

(2) 契約の種類 総価契約

(3) 契約上限額 6,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【契約上限額の内訳】

- ・基本委託料（上限）：3,050,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・実績加算額（上限）：3,050,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 応募登録関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式 10 号）を提出すること。

5 事業者選定スケジュール

- (1) 応募書類等の配布： 令和 7 年 3 月 10 日（月曜）
- (2) 応募登録申込及び質問受付締切： 令和 7 年 3 月 28 日（金曜）17 時 30 分
- (3) 質問に対する回答： 令和 7 年 4 月 7 日（月曜）までを予定
- (4) 企画提案書の提出期限： 令和 7 年 4 月 22 日（火曜）17 時 30 分
- (5) 提案審査会： 令和 7 年 4 月 30 日（水曜）午後予定
- (6) 選定結果通知： 令和 7 年 5 月上旬予定
- (7) 契約締結： 令和 7 年 5 月中旬予定

6 応募書類等の配布

- (1) 配布開始 令和 7 年 3 月 10 日（月曜）
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①企画提案募集要領（本書）
②仕様書
③各種様式（様式 1 号～11 号）

7 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録手続き
 - ア 受付期間 令和 7 年 3 月 10 日（月曜）から令和 7 年 3 月 28 日（金曜）17 時 30 分まで

- イ 提出書類 様式 1 号及び 2 号のとおり
 ※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
- ウ 提出先 E メール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- (2) 質問の受付
- ア 受付期間 令和 7 年 3 月 10 日（月曜）から令和 7 年 3 月 28 日（金曜）
 17 時 30 分まで
- イ 提出方法 様式 3 号に記載の上、E メール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- ウ 回答方法 応募者全員に対し、令和 7 年 4 月 7 日（月曜）までに E メールにより回答予定
- (3) 企画提案書の提出
- ア 提出期限 令和 7 年 4 月 22 日（火曜）17 時 30 分必着
- イ 提出書類 ①企画提案書提出書（様式 4 号）
 ②企画提案書（参考様式 5 号、様式自由）
 ③見積書（様式自由）
 ※見積書には、基本委託料の費用の内訳及び総額、実績加算額の費用の内訳及び総額、基本委託料と実績加算額の合計金額、消費税及び地方消費税額を記載すること。
 実績加算額の総額は、調査依頼件数が 10 件の場合の金額とすること。
 ④業務実績調書（様式 6 号）
 ⑤業務実施体制表（様式 7 号）
 ⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式 8 号）
 ⑦共同企業体結成届出書（様式 9 号）※共同企業体の場合のみ
 ⑧共同企業体結成同意書（様式 10 号）※共同企業体の場合のみ
 ⑨法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
 ⑩その他補足資料（任意、様式自由）
- ウ 提出先 E メール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- エ 企画提案書における課題設定

本業務では、調査依頼に対し、迅速かつ有意な成果物の提出が期待されます。
企画提案書では、下記のテーマについて調査を依頼した場合における調査設計や、見込まれるアウトプットの全体イメージを示してください。

【テーマ：本文化・書店活性化のための取り組み / 調査期間：2 か月】

電子書籍の普及などにより、紙媒体の書籍の売り上げが減少していることから、全国的に書店が減少しています。

まちなかにある書店は、市民が多様なコンテンツに触れることができる場であ

り、創造性が育まれる文化創造基盤として重要であるため、書店振興のための政策展開が必要と考えられます。

そこで、本文化・書店活性化のための行政・事業者など連携の取り組みについて、先行実施している他都市（海外含む）事例等の調査を行い、本市における効果的な取り組み検討のための示唆を行ってください。

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和7年4月30日（水曜）午後に神戸市役所内にて実施予定
 ※実施日時は変更になることがある。
 ※開催形式含め、応募者には別途連絡をする。
- イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。
- ②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、受託候補者とする。
- ※ただし、評価点が60点未満の場合は受託候補者に選定しない。

評 価 項 目				点 数
1	実施 内容	調査業務 に関する 提案内容	提案内容全般が、本業務の趣旨を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	30 点
			調査工程やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	10 点
			調査項目は業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か	20 点
			提案内容について、明確で、図表等を効果的に使いながら、誰が見ても理解できるように分かりやすくまとめられているか	10 点
2	実施 体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10 点
		見積金額	(全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格)×10 点 (小数点以下切捨て)	10 点
3	地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。 (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
合 計				100 点

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「調査業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員及び実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知及び公表

令和7年5月上旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

9 契約の締結

「8（1）提案審査会」における受託候補者と契約締結の協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。

また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の優先順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」に「①又は②の内容」の水準を上回る部分があるときは、当該部分に限り「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他の書類に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者は無断で使用しない
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (6) 応募登録後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル
応募は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞
退届(様式11号)」を「11 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。
- (8) 本事業に係る令和7年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しな
い場合がある。

11 問い合わせ先

神戸市企画調整局政策課 多田、今泉

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-6964 FAX：078-322-0323 E-mail：tokku@city.kobe.lg.jp